

請求書の押印省略に関するQ&A

質問		回答
○対象となる書類		
1	押印省略の対象となる書類は何か。	令和6年4月1日以降に発行される請求書が対象となります。
2	請求書について、個人や個人事業主も対象ですか。	法人の事業者と同様に対象となります。
○押印省略の方法		
1	押印省略の場合、どのような請求書を使用すればよいのか。	請求書に「本件責任者氏名」、「発行事務の担当者氏名」及びそれぞれの連絡先(電話番号)を記載することが必要となります。また、従来の請求書でも上記の項目を追加することで使用可能です。
2	「本件責任者」とはどのような者か。	「本件責任者」は代表取締役又は支店長や営業所長など、請求書を発行する権限と責任を有する役職員等のことをいいます。
3	「発行事務の担当者」とはどのような者か。	「発行事務の担当者」は、請求書の発行・送付等の事務を担当する方のことをいいます。
4	「本件責任者」と「発行事務の担当者」が同一の場合の記載方法はどのようにすればよいか。	「本件責任者」と「発行事務の担当者」が同一の場合には、「本件責任者氏名及び連絡先」を記入し、「発行事務の担当者及び連絡先」は「同上」と記載して構いません。
5	本件責任者及び担当者欄の記載は苗字だけでよいのか。	氏名（フルネーム）の記載が必要です。
6	個人の場合について、「本件責任者」及び「発行事務の担当者」の記載はどのようにすればよいか。	「本件責任者」及び「発行事務の担当者」とも個人の氏名になるので、個人の氏名と連絡先が記載されていけば構いません。
○電子メールによる提出		
1	請求書を電子メールで提出可能か。	押印を省略した請求書について、電子メールでの提出も可能です。
2	電子メールで請求書を提出する場合、請求書のファイル形式に指定はあるのか。	電子メールで請求書を提出する場合には、PDF形式に限定しています。なお、添付ファイルは請求書1件(内訳を含む)につき1データとしてください。
3	電子メールで請求書を提出する場合、送信先はどこにすればよいか。	電子メール請求書を提出する場合には、担当課宛のメールアドレスに送信してください。

○その他		
1	従来どおり押印を省略せずに請求書を提出してよいか。	これまでどおり押印のある請求書は提出できます。
2	押印を省略した請求書の内容の訂正について。	押印を省略した請求書について訂正がある場合には、再度請求書を作成して提出してください。
3	委任状の押印は省略できるのか。	委任状の押印は省略できません。
4	請求書をFAXで提出することは可能か。	FAXでの提出はできません。